

周防大島町告示第118号

令和4年第3回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

令和4年11月9日

周防大島町長 藤本 浄孝

- 1 期 日 令和4年11月16日
 - 2 場 所 大島庁舎議場
-

○開会日に応招した議員

山中 正樹君	栄本 忠嗣君
白鳥 法子君	竹田 茂伸君
山根 耕治君	岡崎 裕一君
田中 豊文君	新田 健介君
吉村 忍君	久保 雅己君
小田 貞利君	尾元 武君
荒川 政義君	

○応招しなかった議員

令和4年 第3回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

令和4年11月16日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和4年11月16日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 提案理由の説明
日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第5号))(質疑・討論・採決)
日程第5 議案第2号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)(質疑・討論・採決)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 提案理由の説明
日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第5号))(質疑・討論・採決)
日程第5 議案第2号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)(質疑・討論・採決)
-

出席議員(13名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 久保 雅己君
12番 小田 貞利君	13番 尾元 武君
14番 荒川 政義君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君 議事課長 池永祐美子君
書 記 浜元 信之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 淨孝君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	星野 朋啓君	病院事業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	中元 辰也君	産業建設環境部長	……………	瀬川 洋介君
健康福祉部長	……………	重富 孝雄君	上下水道部長	……………	山本 正和君
統括総合支所長	……………	岡本 義雄君			
会計管理者兼会計課長	……………				江本 達志君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	……………	大元 良朗君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課財政班長	……………	今尾 勝則君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和4年第3回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、小田貞利議員、13番、尾元武議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先ほど開催されました議会運営委員会において協議の結果、

本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りとする
ことに決定しました。

日程第3. 提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第3、提案理由の説明に入ります。

提出議案について、町長より説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） おはようございます。本日は、専決処分の承認並びに補正予算に関する
ものについて御審議をいただくため、令和4年第3回周防大島町議会臨時会を招集いたしました
ところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集賜りまして、厚く御
礼を申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案しております案件は、専決処分の承認を求めることについて1件、補正予算に関する
もの1件のあわせて2件であります。

議案第1号は、令和4年9月の台風14号の影響により本町北側の広範囲に大量の流木等が海
岸に漂着し、漁船等船舶の航行に危険が及ぶことなどから、直ちに流木等の撤去処分にかかる経
費を措置するために令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）を専決処分いたしました
ので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）であります。

今回の補正は、住民税非課税世帯に対し1世帯あたり5万円を支給する事業を実施するための
関係経費、そしてまた、公共施設等の電気料金高騰に対応するため追加の補正を行うもので、既
定の予算に2億8,032万4,000円を追加し、予算の総額を153億1,907万5,000円
とするものでございます。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関
係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお
願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第4. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第4、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第
5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて補足説明をいたします。

令和4年9月の台風14号に伴う豪雨の影響により周南市から岩国市を流れる二級河川錦川が増水し、瀬戸内海へ流出した大量の流木等が潮流に乗って本町北側の広範囲にわたる海岸に漂着する被害が発生したところでございます。

流木等は、潮の干満により海岸付近を漂流し、漁船等船舶の航行に危険がおよぶうえ、河口に堆積して流れを阻害したり、強風時には背後の道路や住宅に飛散することなどが懸念され、町におきましては、この事態に可能な限り迅速に対応するため、直ちに漂着流木等の撤去処分に必要な予算を計上する必要が生じたところでございます。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項による専決処分を行ったことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に4,700万円を追加し、予算の総額を150億3,875万1,000円とするものでございます。その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

歳入につきまして、18款繰入金1項基金繰入金として、財政調整基金から4,700万円を取崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行っております。

歳出につきましては、14ページをお願いいたします。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費2目海岸災害復旧費におきまして、海岸漂着流木等処理にかかる委託料および工事請負費として4,700万円を計上いたしております。

以上が、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議のうえ、御承認賜りますようお願いいたします。補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。議案第1号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 3点ほどお尋ねをいたしますが、これまでにはないような今回御対応ということだったと思います、大規模なですね。

御説明が今ありましたように、船舶航行等に支障があるということなんですけれど、今まではわりと個別の対応というのはあったかもしれませんが、一帯を大規模に、今回町でも

4,700万円かけてやるというのははじめてだと思いますが、これをやると決めた主な理由、繰り返しになるかもしれませんが、今回はやらなきゃいけないというところは何だったのか、そこをもう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

それと、専決処分ということで、いつもお聞きすることになりますけれど、台風14号で増水して、ここ周防大島町の海岸に流木が到達するまでには一定の時間もかかったと思いますが。

令和4年9月19日だったと思うんですが、台風が発生して以降、専決処分が令和4年9月30日ということで、そのスケジュール的なものを、例えば、令和4年9月19日から令和4年9月30日に専決処分するまでの間に、先ほど申しましたような意思決定が、この流木を撤去しなきゃいけないという意思決定がされたということなんでしょうけれど、それがいつされたのか。

それとあと、予算を専決されて事業を実施する段階で、起工日と契約日、契約の内容は分からないので、そこもあわせて、これが3つ目の質問になりますけれど、それぞれ、例えば、委託料が1,870万円、工事請負費が2,830万円というふうになっていますが。

これが、委託料と工事請負費は別々なんかもしれませんが、その中がどうなっているのか、2件の業務と工事なのか、例えば2件の業務と工事なのであれば、それぞれ契約日はいつなのか、その辺も含めて具体的に御答弁をいただきたいと思います。

意思決定の主な理由、それから、専決処分から実際の実施までのスケジュール、それと今の契約内容、例えば、何件あってどういう業務と工事がどれだけあってということを、契約金額とか契約日なども含めて詳しく御答弁をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問、順次答弁させていただきます。

まず、今までも海岸漂着というものはありましたけれども、今回このような形で実施に至る理由ということでございますが、通常時とはるかに違いかなりの量の流木、それからそれに混じって、プラスチックごみであるとかが漂着をしたところでございます。

これは、平常時にも漂着というものはあるわけですが、それをはるかに超える量であり、町としまして令和4年9月19日の台風が原因での漂着であるということから、災害復旧事業として実施を決めたところでございます。

それから、意思決定の時期というようにお話でございましたが、先ほど補足説明の中にもありました台風14号、令和4年9月19日にこの付近に接近をしたわけですが、その後、令和4年9月22日を皮切りに町内の各地で流木が発見されはじめました。

当初は下田の港湾区域、山口県の所管になりますけれども——から大量の流木が発見されているということで、その後、町内漁港区域であるとか海岸保全区域にも漂着が確認されております。

具体的に申し上げますと、その報告や連絡、それから職員による確認により、令和4年9月

27日から9月28日に、目視によって各海岸の流木等の数量の大まかな把握を実施しております。

令和4年9月29日に災害復旧事業として採択できる見込みが出ましたので、山口県に対して漂着流木状況報告書を提出しております。その見込みによりまして令和4年9月30日、専決処分を行いました。

それから、その後、令和4年10月3日、議案説明資料の冒頭にお示ししております町内北側に流木が流れ着いておりまして、山口県の所管する部分、それから周防大島町の所管する部分、いろいろなところで発見されております。

先ほど補足説明にありましたが、錦川からの流出ではないかというふうに言われておりまして、広島湾に流出した流木等が伊予灘や周防灘に流れ出る防波堤になってしまっているような、周防大島町の位置がですね。で、北部海岸に集中しているのではないかと考えております。

令和4年10月3日、山口県も流木の回収を決めたところをございまして、山口県と周防大島町あわせて災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業として申請を行うことになりました。

こちらは、通常の災害とは違いまして緊急性が非常に高いものですから、水産庁と港湾局がまず財務省と協議を実施します。財務省と協議に入るという連絡があった後、令和4年10月5日、財務省との協議が実施され着工許可の連絡がありました。令和4年10月11日にそれぞれ工事請負契約を締結しております。

工事請負契約の中身としましては、現在4件に分けて工事を発注しております。三浦漁港海岸が1件、棕野・日良居漁港海岸として1件、和田漁港海岸として1件、浮島漁港海岸として1件。浮島漁港海岸は、議案説明資料の図面にお示しをしておりますませんが、申請後、新たに発見をされたものですから、追加として発注をしております。

今の4件の契約日については全て令和4年10月11日に契約を締結しております。その合計が、現在のところ1,562万5,500円というふうになっております。

それから、もう1件、分別という形で、特定の場所に集積したものを分別できるものは分別するというので、その分別について令和4年10月17日に契約を締結しております。

専決において計上させていただいております委託料、これは処分場での処分費用になりますので、まだ契約等の実施には至っていないところをございます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前9時50分休憩

.....

午前9時51分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 平時とは全く異なる、見たら分かるんですけど、既に海からは撤去されて陸に上げられている、海岸部での撤去は完了していると思うんですが、量は大体どれぐらいになるのか、そこを御答弁ください。

それと、要するに工事が4件で1,150万円ということは、まだ残りが1,700万円ぐらいあるということと、委託は未契約ということなんですけれど、そうであれば、この令和4年9月30日に専決をしなくても、今の1,150万円の4件については、今の御説明だったら専決でもいいのかなと、仕方ないなと思うんですが。

実際、現実的にまだ未契約のものが多いということであれば、別に専決でなくてもよかったんじゃないかなと思うんですが、その辺はどういったスケジュール的な理由があったのかお答えください。今2つ目。

それと、要するに、これは国の補助金が入るということによろしいのかどうか、そこも確認させていただきます。

それともう1点は、契約を今4件やられています。今から契約するものも含めて、契約方法というのはどういうふうになるのか、そこも御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、御質問の1点目にありましたそれぞれの量はどれぐらいのものかということでございます。

これは、災害採択の要件にも示されておりますが、まず暫定的な数量を把握しなければなりません。精密な測量設計によって出るものではありませんので、簡単な延長であるとか、それから幅であるとか、そのようなものから概算数量としてはじいております。

それをお示ししますと、三蒲漁港海岸にありますのが約260立米、椋野漁港海岸が160立米、日良居漁港海岸が230立米、森野漁港海岸が200立米、和田漁港海岸が330立米というような数量になっております。当初の計上の根拠としては、ただいまの合計1,180立米というふうになっております。

それから、未契約である委託料のほうについてですが、事業の進捗がどのようになるか予測できない状況でありました。集めつつ処分できるものか、時間的な差によって早急に契約をする可能性も出ておりましたので、工事請負費と同時に委託料を計上をさせていただいております。

前もって申し上げておきたいんですが、当初、こういう流木とかプラスチックが混じった一般廃棄物については、山口県内は萩市に処分場がありまして、そこまで運んで処分をするというのが基本的なんですけど、その後、柳井市や岩国市の処分場が、こういう緊急事態には協力をいとわないということで受入れていただける見込みが出てまいりましたので、専決で上げた処分費より

も実際の実績としては安くなる可能性が出てきております。

それと前もって申し上げておきたいのが、ただいま概算での漂着量を申し上げましたけれど、実際には実施をしてみないと全く分からないという状況ですので、今後の補正予算において精算数量であるとか見込みによって、追加あるいは減額、組替え等の補正予算が出てくる可能性があるということは御理解をいただけたらなと思っております。

それから、契約方法につきましては、緊急に実施する必要があるということで、地方自治法施行令の167条の2第1項第5号、緊急の必要により競争入札に付することができないと、入札に付すると実施まで1か月から1か月半は最低でもかかることとなりますので、これを適合して随意契約として実施をいたしました。

また、随意契約の相手方の選定につきましては、緊急に対処していただける業者を何件か、9件から10件の業者に見積りをいただきたいということでお問合わせをしたところですが、その中で即時対応いただける業者4件ありましたけれども、その業者に随意契約として実施をしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） スケジュールの関係なんですけれど、今の御説明だと、柳井市と岩国市が協力してくれる可能性もあるというようなことで、工事で言えば条件がまだ定まっていないと、実際に契約もしていないわけですから、専決をしなくても、今から状況も変わる可能性もあるし、契約条件が変わる可能性もあるし、スケジュール的にも、今からまだ契約していないということであれば、令和4年9月30日に専決をしなくてもいいんじゃないですかということ質問したんですが、その答えにはちょっと理解できないなど。

そういう条件が変わる可能性があるなら、なおさら専決でなくても、今から契約するのであれば、予算を議会へ通してからその部分については契約をすればいいんじゃないかなと思うんですが、そこは今の御答弁では理解し難いなど。

入札に1か月から1か月半かかるから随意契約というような話もあったんですけど、それでも、例えば令和4年9月30日に専決したんだったら、ちょうど今日が1か月半です。その間に入札も、今から契約することですから、その部分については、未契約の部分については入札をしても十分その時間というのはあったんじゃないかなということになると、緊急性というのは、この専決についても随意契約についてもちょっと疑問があるなと思うんですが、そこを払拭するための御答弁というのをいただきたいなと思います。

それと、今、随意契約という話が出ましたので、随意契約についても一応念押しをしておきますが、緊急性というのは、この議会でも私も何度も質問をしておりますが、役所内の事務的な理由では、緊急性、地方自治法施行令第167条の2第1項の第5号は使えないので、そこを、特

に未契約の部分があるということは、緊急性を使うのは難しいんじゃないかなと、今から契約する部分についてはですね。

既に契約してある部分は、確かに緊急性があったのかもしれませんが。海岸から撤去するという部分については緊急性があったのかもしれませんが、それについても1か月半もかけては仕事ができないから緊急性をもって随意契約したのかもしれませんが、それ以外の部分については、この地方自治法施行令第167条の2第1項の第5号を使うというのはちょっと無理があるんじゃないかなと。

こうやって、1件の工事や事業の契約なら仕方ない面もありますけれど、分けて契約するのであれば、予算も契約のやり方も別々に考えて対応しなきゃいけないんじゃないかなと思いますが、その辺について理由が全部一緒くたになっているなという気がします。

その辺について、ほかの自治体でもこの随意契約については最近事件がありましたので、手続きの適正について問題がないのかどうか、もう1度確認をさせてください。

それと、もう1点だけ最後に、今回は量が多かったということで、今後、平時も含めてというのはちょっと飛躍し過ぎかもしれませんが、町内のごみの対応というのをどういうふうにされていかれるつもりなのか。

今回、すごいいいことだと思うんです。町が挙げてやったということは。ただ、海岸のごみは、町内のごみの問題というのは海岸だけじゃないんです。道路沿いとか陸上の部分もあると思いますが、その辺についてどういうふうに対応をされていくつもりなのか、その辺も御答弁をいただけたらと思います。

あくまでも今回だけの臨時的な対応なのか、それとも、これを契機に今後そういった環境活動というのをやっていかれるおつもりがあるのかどうか、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 田中議員、質問の内容がちょっと多岐にわたっています。そこら辺の答弁については執行部に判断させていただきます。（「はい」と呼ぶ者あり）瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの田中議員の御発言の中にもありました随意契約というのは、あくまでできる規定であって、基本的には入札に付するのが原則であって、そのできる規定の中にいろいろな条件が付されているという認識はしております。

ですので、私も最も注意すべきは、随意契約というのを濫用という言葉はちょっと不適切かもしれませんが、執行することはなるべく避けなければならない。今件については、こういった、御理解をいただいていると思いますが、緊急性がまさにあるということで、随意契約として執行したところでございます。

それから委託料、いわゆる処分費についての部分が専決処分ではなくてもいいのではないかと

いう御趣旨だと思います。

御理解いただきたいのは、やりながら進めているというのが実態でございまして、処分をいつ契約するのかが、専決処分を実施する際にまだ確定もできていない状況でありました。

取りながら運ぶのか、1か所に集積をして運ぶのか、というのが、この補助事業は繰越しが基本的に認められておりません。ただし、その後協議により、処分場のキャパシティの問題、いわゆる1日にどれくらい処分できるかということによっては繰越しも認められるであろうという見解はいただいております。現在のところ、処分については時期がいつ頃になるかというのがはっきりしておりませんでした。

ですから、当初、専決処分を実施したときの計上としては、取りながら運んでいくということも視野に入れたうえで専決処分として実施させていただいたところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。（「答弁もれが」と呼ぶ者あり）

○議員（3番 白鳥 法子君） それでは、少し質問をさせていただきます。

現在も、撤去をされた後も、今かなりまた残りのものと言ったらおかしいですけども、漂着している流木が普段よりも多い状況というのが現在なのかなと思っております。

処分はこれからということですけども、撤去の部分というのは工事が完了したという状況なのか、それとも状況に応じて、今漂着している大きな流木も再度撤去する可能性があるのかというところを1点まず御質問させていただきたい点です。

また、もしそれが無い場合、残りのごみの処分については、一般のボランティアでありますとか地域の方々の清掃活動に委ねられるのか。そういったところの御判断もお伺いできたらと思います。

また、今回の事業は私もすぐに対応していただけて、今までにないことで、山口県のほうもですけども、ありがたい事業だなというふうには思っているところではあるんですが、少しソフトの面で気になるところがあったので、こちらのほうを御質問させていただきたいと思います。

台風の後ちょっとしてから流木が漂着したということで、住民の方々も実際の生活の中に影響があるというのは、船が動かないということはありませんけれども、生活の面ではなかったんですが、やはり近隣の方々には気にされて、何とかごみを処分できないかということで、危険な状況にもかかわらず発泡スチロールでありますとか流木を撤去しようと作業をされている方、または、しようとしている方がいらっしゃいました。

例えば、こういった緊急の事業が決まるとき、決まりそうなき、町がこういうことを考えていますということ、例えばホームページや防災無線などで広報をいただければ、できるところをやるというのは、町の処分が終わってから、じゃあ小さいものを拾おうかというふうな心の準

備もできるかと思えますし、これはどうなるんだろう、誰か処分してくれるのかなという心の中のものもやをしばらくの間皆さん抱えておられたような状況です。

また、事業は、山口県のほうが先にはじまったので、じゃあ周防大島町の管理のところはやるのかどうか、やらないんだなというふうに、そこもすごく懸念をされていた方々がいらっしゃいます。こういった事業をやるときに、どういうふうな広報をすべきだったかということが、もしお考えがあればお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 撤去した後といいますか、残っているようなものについて、どのように対応かということでございますが、まだ実施中ですので、でき得る限りの量は取りたいというふうに考えております。

その後の対応については、今後も検討をしていかなければなりませんし、前回の議会で環境美化活動に対しての御質問をいただきましたけれども、町民の方のボランティアに頼ることにもなると思うんですが、そういった体制づくりは今後していきたいと思っております。

今回こういった形で大規模に災害対策として実施していこうとしておりますのは、補足説明にもありましたし、今、白鳥議員の発言の中にもありました。まず漁船等の船舶の航行に支障が出る、それから、水門や樋門・陸閘等に木が詰まることによって、背後集落の浸水であるとかいう危険性もはらんでおりました。そういう大規模な状況であるために、緊急に実施をしたところでございます。

それから、実施が分かるまでの町民の皆さんの不安といいますか、お知らせというのは、どういった形ですべきか、迅速に周知するためにはホームページ等が有効だとは思いますが、これはまた今後の検討課題とさせていただければというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。今後も追加で撤去する可能性もまだ残されているということで、そちらのほうもまた期待したいなというふうに考えました。

あと、広報のほうもぜひ、せっかくすばらしい事業をやったと思っていただきますので、そういった周知のほうも今後また力を入れていただきたいなと思います。

あと1点、私が聞き逃したのかもしれないんですが、田中議員の質問の中で、結局これは国の補助金が入る見込みがほぼあるのかどうか、もう1度確認させていただけたらと思います。すみません。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、この事業は災害

の中でも緊急ということで、通常の災害のような災害査定を受けてから実施というものではございませんので、先ほど申し上げました水産庁と港湾局が山口県からの申請に基づいて財務省と協議をしております。

財務省の協議が終わりゴーサインが出たというところで実施に踏み切ったわけですが、今後の補助災害の採択、採択要件はいろいろあるんですけど、一番今、採択要件の中でどうかなというのが、ごみの総料が1,000立米以上がこの採択要件になっています。

ですから、収集をしたうえで、それが1,000立米を超える量であれば採択される見込みが高いというふうに考えておりますが、万が一1,000立米を超えなかった場合には採択要件にはなりませんので、その辺については実績をもってして採択となるという判断になるかと思っております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第5. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第2号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第2号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）につきまして補足説明をいたします。

今回の補正につきましては、国において電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり5万円を支給することが決定いたしました。これを受けまして本町では、本給付金事業を実施するために関係経費の補正を行おうとするものでございます。

また、公共施設等の光熱水費につきまして、主に電気料でございますが、昨今の電気料金高騰に対応するため、年間の所要額を再算定し、不足見込額について追加の補正を行おうとするものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり既定の歳入歳出予算に2億8,032万4,000円を追加し、予算の総額を153億1,907万5,000円とするものでございます。

その概要につきまして事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

歳入につきまして、13款使用料及び手数料1項使用料8目教育使用料は、光熱水費の追加補正に伴う文化センター使用料2万7,000円の追加計上でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、住民税非課税世帯等価格高騰緊急支援給付金事業にかかる事業費補助金および事務費補助金として合計2億3,292万円の計上でございます。7目教育費国庫補助金は、光熱水費の追加補正に伴う防音事業関連維持費補助金118万7,000円の追加計上でございます。

18款繰入金1項基金繰入金として、財政調整基金から4,234万円を取崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行っております。

12ページをお願いいたします。

20款諸収入4項2目雑入は、光熱水費の追加補正に伴うサザンセトとうわ電気料など合計385万円の追加計上でございます。

次に、歳出でございます。まず、14ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきまして、住民税非課税世帯等価格高騰緊急支援給付金事業は、住民税非課税世帯等に対し1世帯あたり5万円の給付金を支給するための経費として、合計2億3,292万円の計上でございます。

次に、公共施設等の光熱水費の補正でございますが、13ページの2款総務費1項総務管理費2目文書広報費の防災行政無線施設管理事業費から最後の23ページ、9款教育費5項保健体育費3目学校給食費の東和地区学校給食センター管理運営経費まで、各施設の管理部署において、昨年度の使用量及び今年度の料金の値上がり状況等を鑑みまして年間の不足見込額を算定し、各事業に追加計上いたしております。

なお、補正額につきましては合計で4,740万4,000円の追加計上となっておりますが、事業ごとの説明は省略させていただきたいと思っておりますので、御了承をいただきたいと思っております。

以上が、議案第2号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わら

せていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。議案第2号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねをしますが、今回の給付金についてですけど、電力、物価高への支援ということなんですが、非課税世帯が対象ということで、この物価高は非課税世帯に限らず共通した状況ということになってはいますけれど、課税世帯とか事業者、そういったところへの支援策というのは考えられているのかいないのか、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員よりお話をいただきました物価高の支援について、このたびは非課税世帯の方に5万円という国の支援策が出ております。そして、課税世帯、また、今の物価高騰、そしてまた円安、物価高、こちらが町民の、住民の皆さんの生活に大きく影響しているということは十分に承知をしております。

その中で、町のほうでもどのような策が取っていけるのかということをしっかり議論をしていく必要があると思います。今のところ具体的にこれをというようなことはまだございませんけれども、それもやはりしっかりと議論をして進めてまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかにございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 1点だけ確認させていただきたい点がございます。

予算書の22ページから23ページにかけて、教育費の中で学校給食費の補正が上がっているかと思えます。こちらのほうで久賀地区、大島地区、東和地区の学校給食センターは入っているんですが、橘地区の学校給食センターについては補正が不要なぐらい余裕があるという認識でよかったでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 橘地区の学校給食センターにつきましては、安下庄小学校の敷地内に建物がございまして、電気料については一体で支払っているということがあります。予算については、面積按分等で、予算化されているんですが、オーバー分については安下庄小学校のほうでカバーをしているというところで、今回、橘地区学校給食センターのほうでは組んでおりません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 1点ほど教えていただきたいと思えます。

14ページの一番下に委託料、システム導入業務というのが出ております。今までにも住民税非課税世帯のところへそういった支援をしておる中で、このところよく分からないんですが、

新しくシステムを導入する委託料という理解でよろしいですか。今まであったものにまた追加をしていくというんですか、そこらあたりを教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 竹田議員の御質問でございますが、今回の委託料につきましてはシステム導入経費で、今回のシステムではまず税情報から非課税世帯を把握いたしまして、これまでの給付金等から振込先の口座情報を取得して、それから確認書、支給決定通知書等を印刷できるシステムとして330万円を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和4年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は、全て議了いたしました。

これにて、令和4年第3回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時26分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 小田 貞利

署名議員 尾元 武